

国民健康保険税の税率改定

改定理由

【背景】

- ・ 法定外繰入金の解消
- ・ 高齢化の進展、医療の高度化に伴う一人当たりの医療費の増高
- ・ 医療制度改革による財政基盤の安定化

【法定外繰入金の推計】

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法定外繰入金	1,147,758	1,147,758	1,009,687
税率改定額	—	116,196	0
基金繰入額	—	21,875	21,875
法定外繰入金残額	1,147,758	1,009,687	987,812

*令和2年度及び3年度の法定外繰入金は令和元年度決算ベースで推計

改定案

【税率改定】

前提条件：法定外繰入金を8回の税率改定15年で解消する。
(国民健康保険事業運営基金も取り崩す)

改定率 3.6% (一人当たり年額 平均3,141円の増額)

【税率改定の内訳】

	所得割額	均等割額	調定額	改定率
医療分	5.68%	25,700円	2,373,529円	4.84%
後期分	2.08%	11,600円	914,409円	1.37%
介護分	1.61%	15,300円	348,636円	1.25%
合計	9.37%	52,600円	3,636,574円	3.60%

改定の考え方

1 小平市国保財政健全化計画（赤字解消・削減計画）への対応

- 国・東京都から計画的な法定外繰入金の削減が求められている。
- 小平市の国民健康保険税率と標準保険料率を同水準にしなければならない。

⇒ 一人当たりの法定外の繰入れの減額対応が必要

2 保険税収入の減・一人当たり医療給付費の増への対応

- 被保険者数の減少の影響による保険税収入の減少
- 高齢化を背景とした医療費の増加

⇒ 医療費適正化の推進と徴収率向上対策が必要

検討事項

- 1 小平市国保財政健全化計画（赤字解消・削減計画）の期間について
- 2 標準保険料とのかい離について
- 3 国民健康保険事業運営基金の積み立てと取り崩しについて
- 4 今後も実施が想定される低所得者に対する軽減措置の拡充と課税限度額の改定に係る取扱いについて